

第3章 所得金額及び法人税額の計算

(2) 事例②:グループ全体で赤字

グループ全体が赤字のケースです。損益通算は以下のように計算します。

	Р	S 1	S 2	S 3	
通算前所得金額 · 通算前欠損金額	▲500	▲100	50 グル	250 一プ通算制度	复の
通算前所得金額の 合計額・通算前欠 損金額の合計額	▲500 + ▲100 = ▲	▲600	50+250 る疑	いや解釈に別問点を取り」 ます。	-
通算対象欠損金額 の損金算入・通算 対象所得金額の益 金算入	300×▲500/▲ 600=250 (益金算入)	300×▲100/▲ 600=50 (益金算入)	▲ 300× 50 / 300 = ▲50 (損金算入)	▲ 300× 250 300 = ▲250 (損金算入)	
損益通算後の所得 の金額・欠損金額	▲ 500 + 250 = ▲ 250	▲ 100 + 50 = ▲ 50	50 + ▲ 50 = 0	250 + ▲250 =	

参考通達

○法人税基本通達

最終改正 令4課法2-14ほか (通算グループから中途離脱した通算法人 についての損益通算の適用)

(こついての損益連界の週用)
12の7-1-1 法第64条の5 第1項 (損益通算)に規定する所得事業年度及び同条第3項に規定する於損事業年度は、通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限られるのであるから、当該通算親法人の事業年度の中途において当該通算親法人との間に通算完全支配関係を有しなくなったことにより通算承認の効力を失った通算法人のその有しなくなった日の前日に終了する事業年度については、これらの規定の適用はないことに留意する。

解説と合わせて確認 すべき通知を掲載し ています。(適宜)

第6章 通算グループへの加入及び通算グループからの離脱

3 加入時期の特例(会計期間)

例えば通算親法人が3月決算、加入法人が12月決算である場合で、X2年 に通算完全支配関係が生じた場合において、会計期間を特例決算期間として。 の特例を適用した場合、加入法人のみなし事業年度は下図のとおりとなりま



4 通算制度の加入時期の特例を適用することとした法人が、特例決算 末日までに通算完全支配関係を有しなくなった場合

内国法人が通算親法人との間にその通算親法人による通算完全支配関係を ととなった場合において、加入時期の特例に関する一定の書類をその提出期 ●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。 ●さしかえしない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

Q&A グループ通算制度 - 実務と手続-

第6章 通算グループへの加入及び通算グループからの離脱

·加入法人のみなし承認とみなし事業年度(翌月初又は翌 期首からの加入の特例)

- 加入法人のみなし承認等について、特例的取扱いもあると聞きました。 それはどのようなものですか。
- 通算子法人となる法人が、その通算親法人との間にその通算親法人に よる通算完全支配関係を有することとなった場合において、加入日から その加入日の前日の属する会計期間又は月次決算期間の末日まで継続し て通算完全支配関係があるときは、通算親法人が会計期間又は月次決算 期間の末日の翌日を加入日とする加入時期の特例に関する一定の書類を その提出期限内に納税地の所轄税務署長に提出することにより、加入時 期の特例を適用することができることとされています。

このとき、その通算子法人となる法人の事業年度は、会計期間又は月 次決算期間の末日に終了し、これに続く事業年度は、その会計期間又は 月次決算期間の末日の翌日から開始するものとされています。

解記

1 加入法人の事業年度の特例的な取扱い

グループ通算制度において、通算子法人となる法人が、その通算親法人の事業年度 の途中(会計期間の初日又は月次決算期間の初日を除きます。)に、その通算親法人に

第7章 個別制度の取扱い

第7 税額控除の基本的考え方

各種税額控除の取扱いの概要

グループ通算制度適用下における各種税額控除について、各制度の取扱い等の概要について教えてください。



グループ通算制度では、試験研究費の税額控除及び外国税額控除については、連結納税制度と同様にグループ全体で計算を行うこととなります。一方で、所得税額控除及び租税特別措置法による各種税額控除については、基本的に通算法人ごとに個別に計算をすることとなります。

解 説

1 概 要

グルーブ通算制度では、各通算法人を納税主体とする個別申告方式のため、基本的 に各法人ごとに個別計算が原則となります。なお、外国税額控除や試験研究費の税額 控除については、連結納税制度上はグループ全体で計算することとされており、外国 税額や試験研究費が生じている法人において十分に所得が生じていない場合でもグル ープ全体で計算することにより税額控除が受けられるケースなど全体計算のメリット を享受していたケースが多かったこともあり、グルーブ通算制度においてもグループ

新日本法規出版株式会社

本 社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号 総轄本部 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号 高松支社 〒760-8536 高 松 市 扇 町 3 丁 目 1 4 番 1 1 号 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

Q&A

効率的な
 企業グループの経営
 、
 競争力強化
 を図る新制度に対応!

グループ通算制度-実務と手続-

編集グループ通算制度実務研究会

代表 小畑 良晴 (一般社団法人 日本経済団体連合会 経済基盤本部長) 塩島 一茂 (EY税理士法人 税理士) 中尾 健 (パートナーズ綜合税理士法人 公認会計士・税理士)

グループ所属企業の「税額計算」「会計処理」「税務申告」をサポート

2

関連する優遇税制、地方税、税効 果会計まで幅広く解説

3

制度を知悉した経団連関係者と グループ法人税制に造詣が深い 税理士による共同編集

> 加除式・B5判・全1巻・ケース付 総頁1,210頁 定価19,800円(本体18,000円) 送料730円

- ■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と 併せてのご購入となります。
- ●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。 (特許第3400925号)



0120-089-339 受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト https://www.sn-hoki.co.jp/ E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



中小山のコノノ









(2022.10)673-1億 総合法令情報企業として

掲載内容

第1章 グループ通算制度のポイント

- グループ通算制度の創設の背景と概要
- 連結納税制度とグループ通算制度の違い

第2章 グループ通算制度の開始

第1 適用法人

- 通算完全支配関係
- 通算親法人 ● 通算子法人

第2 適用方法

- 承認申請の提出時期(原則)
- 承認申請書の記載内容
- 設立事業年度等の承認申請特例
- 承認申請の却下

第3 事業年度

- 通算子法人の事業年度
- 設立事業年度等の承認申請特例による通算 制度の承認申請の承認前に離脱した法人の 事業年度

第4 グループ通算制度の適用開始 1 資産の時価評価

- 開始直前の資産の時価評価とその判定時期 (原則)
- 設立事業年度等の承認申請特例の適用があ る場合の時価評価法人の判定時期
- 設立事業年度等の承認申請特例の適用があ る場合の時価評価法人が有する時価評価資
- 開始直前の資産の時価評価の例外措置
- 開始直後に離脱した場合の時価評価
- 時価評価の対象となる資産
- 特別勘定等の取扱い
- 2 時価評価法人のグループ通算制度の 適用開始前の欠損金額の切捨て
- 適用開始前の欠損金の取扱い
- 時価評価除外法人以外の法人のグループ通 算制度の適用開始前欠損金額の切捨て
- 3 時価評価除外法人のグループ通算制 度の適用開始前の欠損金額及び含み 損等に係る制限
- 時価評価除外法人のグループ通算制度の適用 開始前の欠損金額及び含み損等に係る制限
- 時価評価除外法人が支配関係発生日以後に 新たな事業を開始した場合(欠損金額に係 る制限)
- 時価評価除外法人が支配関係発生日以後に 新たな事業を開始した場合(特定資産譲渡 等損失額の損金不算入)
- 支配関係が5年前の日又は設立日から継続 している場合
- 共同事業性がある場合
- 含み損益がある場合の特例計算
- 4 時価評価除外法人のグループ通算制 度の適用開始後の欠損金額及び含み 損等に係る制限
- 時価評価除外法人についてグループ通算制 度適用開始後の事業年度で生じる欠損金額 の損益通算が制限される場合(多額の償却 費が生じる事業年度)
- 時価評価除外法人についてグループ通算制 度適用開始後の事業年度で生じる特定資産 譲渡等損失相当額の損益通算が制限される 場合(多額の償却費が生じる事業年度以外 の事業年度)

第3章 所得金額及び法人税額の計算

第1 通算法人間の取引の損益調整等

- 損益調整の方法
- 譲渡損益二重計上の防止
- 他の通算法人株式の評価損益

第2 捐益通算

- 損益通算の方法
- 損益通算の手順・計算例
- 損益通算に係る遮断措置
- 欠損事業年度の全体再計算 (遮断措置の不 適用)
- 期限内申告額の洗替え
- 法人税の負担を不当に減少させる結果とな る場合

第3 欠損金の通算

- 欠損金の通算
- 欠損金の損金算入限度額
- 事業年度の統一
- 欠損金の配分
- 損金算入限度超過額
- 損金算入欠損金額
- 特定欠損金額
- 欠損金の通算方法
- 欠損金の通算における遮断措置
- 遮断措置の具体的な計算方法
- 全体再計算
- 期限内申告額の洗替え
- 欠損金の通算に係る申告要件
- 通算法人の合併等があった場合の欠損金の 的なな日
- 期限切れ欠損金の損金算入

第4税率

- 適用税率
- 軽減税率
- 軽減対象所得金額以下の所得金額に対する 軽減税率
- 修更正が生じた場合の軽減税率

第5 特定同族会社の留保金課税

- 留保金課税
- 留保金額の調整
- 通算外配当等流出配賦額の計算方法

第6 税効果相当額の授受

- 税効果相当額の授受
- 損益通算における通算税効果額
- 欠損金の通算における税効果相当額

第4章 申告納付

第1 申告・納付等

1 個別申告方式

- 納税義務を負う法人
- 中間申告書の提出
- 通算法人の確定申告書提出時期
- 確定申告書提出期限の延長
- 通算子法人解散時の申告
- 延長特例を受けている場合の納付すべき法 人税額

2 電子情報処理組織 (e-Tax) による 申告

- 電子情報処理組織 (e-Tax) による申告
- 通算親法人によるまとめての申告
- 法人税申告書提出の際の電子署名を行う者 3 通算法人の連帯納付責任
- 通算法人の連帯納付責任

4 欠損金の繰戻還付

- 欠損金の繰戻還付
- 欠損金繰戻還付の計算方法
- 災害損失欠損金額の繰戻還付

解散等の場合の欠損金額の繰戻還付

5 その他

- 青色申告との関係 ①
- 青色申告との関係 ②
- 推計による更正又は決定
- 仮装経理に伴う過大申告の場合の更正に伴 う税額還付の特例
- 罰 則

第2 行為計算否認

• 行為計算否認

第5章 グループ通算制度の終了

第1 承認の取消し

- 通算承認の取消し
- 通算完全支配関係がなくなる場合

第2 グループ通算制度の適用の取り やめ

取りやめ申請の要件

第6章

通算グループへの加入及び 通算グループからの離脱

第1 通算グループへの加入

- 加入法人のみなし承認とみなし事業年度 (直則)
- 加入法人のみなし承認とみなし事業年度 (翌月初又は翌期首からの加入の特例)
- 加入法人が過去に同通算グループの通算子 法人であった場合のみなし承認とみなし事 業年度(加入制限がある法人が再加入する
- 加入法人が発行済株式等を直接又は間接に 保有する他の加入法人のみなし承認とみな し事業年度
- 加入法人がある通算グループから離脱する と同時に他の通算グループに加入する場合 のみなし事業年度
- 加入法人のみなし承認とみなし事業年度 (申請特例年度の中途の加入) ● 加入法人のみなし承認とみなし事業年度
- (申請特例年度中の中途の加入における翌 月初又は翌期首からの加入の特例) 加入直前の資産の時価評価とその判定時期
- 加入直前の資産の時価評価の例外措置
- 通算制度加入直後に離脱した場合の時価評価
- 通算制度離脱後に再加入した場合の時価評価
- 時価評価の対象となる資産
- 特別勘定等の取扱い ● 離脱見込み法人株式の時価評価
- 加入前の欠損金の取扱い
- 時価評価法人のグループ通算制度の加入前 欠損金額の切捨て ● 時価評価除外法人のグループ通算制度の加
- 入前の欠損金額及び含み損等に係る制限 (まとめ) • 時価評価除外法人が支配関係発生日以後に 新たな事業を開始した場合(欠損金額に係
- る制限 ● 時価評価除外法人が支配関係発生日以後に 新たな事業を開始した場合(特定資産譲渡 等損失の損金不算入)
- 時価評価除外法人が通算グループ加入後の 事業年度で生じる欠損金額の損益通算が制 限される場合(多額の償却費の額が生じる 事業年度)
- 時価評価除外法人が通算グループ加入後の 事業年度で生じる特定資産譲渡等損失相当 額の損益通算が制限される場合(多額の償却 費の額が生じる事業年度以外の事業年度)
- 支配関係が5年前の日又は設立日から継続 している場合 ● 共同事業性がある場合
- 含み損益がある場合の特例計算

第2 通算グループからの離脱

- 通算グループからの離脱の場合のグループ 通算制度の承認の効力失効の日
- あった場合における通算税効果額の計算 ● 诵算親法人の同一の事業年度中に加入及び 離脱をした法人の事業年度の特例
- 設立事業年度等の承認申請特例における申請 特例年度の途中に離脱した法人の事業年度
- グループ通算制度の承認が取り消された場 合の資産の時価評価の有無
- 譲渡損益調整資産を譲渡した通算子法人が **通算グループから離脱した場合の譲渡損益** の戻入れ時期
- 時価評価の対象となる資産
- 特別勘定等の取扱い
- 投資簿価修正
- 投資簿価修正事由(通算終了事由)
- 投資簿価修正の額の計算
- 投資簿価修正の内容 (離脱法人に子会社が ある場合)
- 通算法人が他の通算グループに加入する場 合における時価評価資産の時価評価等と投
- 資簿価修正の適用順序 • 投資簿価修正における資産調整勘定対応金
- 額等の加算措置① • 投資簿価修正における資産調整勘定対応金
- 額等の加算措置 ② • 投資簿価修正における資産調整勘定対応金
- 額等の加算措置 ③ ● 離脱した法人を通算親法人とする通算制度
- の承認申請 ● 通算制度離脱時の連帯納付責任
- 通算離脱法人に係る青色申告の承認手続
- 離脱前事業年度の取扱い
- 離脱前に生じた繰越欠損金の取扱い

第7章 個別制度の取扱い

第1 受取配当等の益金不算入

- 受取配当等の益金不算入制度
- 株式等の区分の判定

• 関連法人株式等に係る支払利子控除の計算 第2 外国子会社配当等の益金不算入

外国子会社配当等の益金不算入制度 第3 寄附金の損金不算入

● 寄附金の損金不算入制度の取扱い

- 第4 貸倒引当金
- 貸倒引当金の概要と適用対象法人
- 損金算入額の計算方法

貸倒実績率の算定における経過措置 第5 特別償却・割増償却・準備金の 基本的考え方

• 特別償却・割増償却・準備金を適用する場合 第6 資産の譲渡に係る特別控除の特 例(収用換地等)

● 資産の譲渡に係る特別控除の特例を適用す る場合 第7 税額控除の基本的考え方

● 各種税額控除の取扱いの概要

第8 研究開発税制

- 中小法人・中小企業者等の判定 • グループ通算制度における適用除外事業者
- 研究開発税制の見直しに当たっての基本的 な考え方 ● 通算親法人が合併以外の事由による解散を
- した場合の通算子法人の適用関係 • 試験研究費の額又は特別試験研究費の額を 有しない通算法人に係る適用関係

• 特別試験研究費の額に係る税額控除の計算

● 一般試験研究費の額に係る税額控除の計算 ● 中小企業技術基盤強化税制の適用を受ける 場合の税額控除の計算

- 修更正事由(増更正)があった場合における-般試験研究費の額に係る税額控除の再計算 ● 修更正事由(減更正)があった場合における-
- 般試験研究費の額に係る税額控除の再計算 修更正事由があった場合(試験研究費が過大 だった場合) における一般試験研究費の額に

• 試験研究費の額等について、修更正事由があ

• 試験研究費の額等について、修更正事由が

った場合における税額控除の基本的な考え方

- 係る税額控除の再計算 • 適用対象事業年度に非特定欠損金額が生じ
- た場合における税額控除の再計算 対象事業年度における税額控除額の上限の
- 上乗せ • 調整対象金額が当初申告税額控除可能額を
- 超える場合の税額控除の計算
- 研究開発税制の適用要件 研究開発税制の通知義務
- 研究開発税制を適用した場合における通算 税効果額の計算

第9 所得税額控除

● 所得税額控除の取扱い

第10 外国税額控除及び過大支払利子 税制等

- 外国税額控除(地方法人税に係る改正項目 を含む)
- 法人税法における外国税額控除の控除限度 額の計算方法
- 法人税法における申告別表の記載例 ● 申告期限後において当初申告税額控除額の 誤りが発覚した場合の調整方法 ①
- 申告期限後において当初申告税額控除額の 誤りが発覚した場合の調整方法 ②
- 申告期限後において当初申告税額控除額の 誤りが発覚した場合の調整方法 ③ • 申告期限後において当初申告税額控除額の

誤りが発覚した場合の調整方法 ④

- 申告期限後において当初申告税額控除額の 誤りが発覚した場合の調整方法 ⑤ • 申告期限後において当初申告税額控除額の
- 誤りが発覚した場合の調整方法 ⑥ 申告期限後において当初申告税額控除額の

誤りが発覚した場合の調整方法 ⑦

- 申告期限後において当初申告税額控除額の 誤りが発覚した場合の調整方法 ⑧
- 申告期限後において当初申告税額控除額の 誤りが発覚した場合の調整方法 ⑨
- 外国税額控除の選択
- 外国税額控除に関する法人税申告別表 グループ通算制度適用前の繰越控除限度額
- や繰越控除外国法人税額の取扱い等
- 地方法人税法の取扱い
- 過大支払利子税制

立時期

- 適用免除基準
- 交際費等の損金不算入制度の取扱い ● 交際費等の損金不算入制度に係る遮断措置

第8章 国税通則関係

- 更正決定等を受けたものの範囲
- 通算法人に対する質問検査権 ● 通算子法人の中間申告に係る納税義務の成
- 通算法人に係る行為計算否認による課税額 の第二次納税義務を負う者 ● 通算親法人によるe-Taxを通じた申請等

第9章 地方税

第1 グループ通算制度における地方 税の取扱い

- 法人住民税及び法人事業税の取扱い ● 地方税における手続

第2 法人住民税

- 法人住民税の課税標準の計算方法
- 控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別 帰属税額の取扱い
- 法人住民税の申告期限の延長
- 法人住民税の中間申告

第3 法人事業税

- 法人事業税所得割の計算方法
- 繰越欠損金が切り捨てられた場合の法人事
- 法人事業税の申告期限の延長
- 法人事業税の中間申告

第1 グループ通算制度を前提とした 税効果会計の適用時期及び連結

- グループ通算制度創設に伴う税効果会計の
- 適用

第2 グループ通算制度を適用した場 合の繰延税金資産及び繰延税金

- 繰延税金資産(回収可能性検討前)及び繰 延税金負債の計算方法
- 留意事項 繰延税金資産の回収可能性の判断の手順
- ●企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可 能性の取扱い
- 第3 未実現損益の消去に係る税効果
- 第4 投資簿価修正及び保有する他の
- 投資簿価修正に係る税効果
- 第5 グループ通算制度の適用開始時
- 社の資産の時価評価損益に関する税効果 ● グループ通算制度の適用前又は通算グルー
- 繰延税金資産及び繰延税金負債等の表示
- 決算日に差異がある場合の取扱い ● 四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表に

おける四半期特有の会計処理

参考法令

●内容を一部変更することがありますので、

- 外形標準課税の取扱い
- 業税の取扱い

第10章 税効果会計

の範囲

- 連結の範囲
- 負債の計算
- 繰延税金資産の回収可能性の判断における
- 税金の種類ごとに回収可能性が異なる場合 の取扱い
- 未実現損益の消去に係る税効果
- 通算会社株式の評価減の取扱い
- 保有する他の通算法人株式の評価減の取扱い
- 等の取扱い グループ通算制度の適用開始時等の通算会

プ加入前の繰越欠損金に係る繰延税金資産 の取扱い

- 第6 適用及び表示
- グループ通算制度を適用した場合の注記 第7 その他

尤

事項索引

ご了承ください。